

平成30年度千葉市生活支援コーディネーター設置業務委託 企画提案実施要領

1 趣旨

生活支援サービスの地域における資源開発やネットワーク構築等のコーディネーター機能を有する者を設置する業務の委託を行い、多様な地域資源を活用しながら生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を行う。

生活支援コーディネーター設置業務を実施する事業者を公正かつ公平に選定するため、プロポーザル（企画提案）方式により募集する。

2 委託業務

(1) 件名

平成30年度千葉市生活支援コーディネーター設置業務委託

(2) 内容

別紙仕様書のとおり「中央区・第2層（日常生活圏域）」（中央圏域・千葉寺圏域）

(3) 委託期間

平成30年9月1日から平成31年3月31日までとする。

(4) 委託料

金額2,078千円（週30時間00分勤務の場合・1人体制）を上限とする。

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たし、生活支援等を業務とする社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体とする。

(1) 原則として、担当するあんしんケアセンター圏域内（4 応募区分参照）又は中央区内に事務所等を有していること。

(2) 次のいずれかに該当すること

ア 平成28・29年度の入札参加資格者名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者。

イ 平成29年度千葉市生活支援コーディネーター設置業務委託事業者

ウ 平成29年度千葉市あんしんケアセンター運営法人

エ NPO法人のうち、市内に主たる事務所を有し、保健、医療、又は福祉の増進を図る活動をしている者。

(3) 地域における助け合い活動支援や生活支援サービスの提供等について、実績や経験のある法人であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で次の各号にも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者

イ 当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成11年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に

基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者

オ 参加資格確認申請期限の日から事業者決定日までの間に、千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止措置を受けている者

カ 千葉県内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉県税（延滞金を含む）を完納していない者

ク 千葉県内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。

(6) その代表者等（法人にあつては、その役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人でないこと。

4 応募区分

応募区分	担当圏域・町丁名	委託状況
中央区・第2層	日常生活圏域（千葉県あんしんケアセンターの圏域）とする	
中央	旭町、亀井町、亀岡町、栄町、新宿、新田町、新町、神明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町	募集
千葉寺	青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町	募集

5 参加に関する手続き

(1) スケジュール【予定】

	内容	日程
①	企画提案実施要領公表	平成30年7月27日（金）
②	参加申込書受付	平成30年7月30日（月）～平成30年8月3日（金）
③	質問受付	平成30年7月30日（月）～平成30年8月3日（金）
④	質問回答ホームページ掲載	平成30年8月6日（月）までの間に随時公開
⑤	参加資格確認結果通知書送付	平成30年8月7日（火）までに発送
⑥	企画提案書受付	平成30年8月7日（火）～平成30年8月15日（水）
⑦	選考委員会開催	平成30年8月16日（木）～平成30年8月24日（金）
⑧	選考結果の通知	平成30年8月下旬

※⑧については、正式に決定次第、参加申込受付者宛て連絡する。

(2) 参加申込

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

平成30年8月3日(金)午後5時必着 ※厳守

イ 提出方法

直接持参すること。郵送、時間外及び期間外の提出は受け付けない。

ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所保健福祉局地域包括ケア推進課(千葉市役所本庁舎1階)

エ 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書(様式2) ※複数の圏域を応募する場合も1枚で可

(イ) 誓約書(様式3)

(ウ) 企業概要(様式4)

(エ) 助け合い活動支援や生活支援サービスの実施内容がわかる資料

オ 参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、平成30年8月7日(火)までに参加決定の可否について、電子メール及び書面により通知する。

(3) 内容に関する質問

本企画提案の実施において、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

平成30年7月30日(月)午後1時から平成30年8月3日(金)

午後3時まで

イ 提出方法

電子メールによる。持参、郵送、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「千葉市生活支援コーディネーター設置業務委託企画提案に関する質問(法人名)」とすること。公募に関する必要項目についてのみ質問を受付けます。

提出先Eメールアドレス : hokatsucare.HW@city.chiba.lg.jp

ウ 提出書類

(ア) 質問書(様式1)

エ 質問に対する回答

平成30年8月6日(月)までの間に、随時、千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課ホームページにて公開する。

ホームページアドレス : city.chiba.jp/hw/hokatsucare/

なお、質問の回答内容については、本実施要領の追加又は修正とみなす。

(4) 企画提案書の提出

参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

提出期限 平成30年8月15日(水)午後5時必着 ※厳守

イ 提出方法

地域包括ケア推進課に電話にて提出日時を約束の上、直接持参すること。
郵送、時間外及び期間外の提出は受け付けない。

ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所保健福祉局地域包括ケア推進課（千葉市役所本庁舎1階）

エ 提出書類

(ア) 平成30年度千葉市生活支援コーディネーター設置業務委託企画提案提出資料（様式6）

(イ) 企画提案書

※企画提案書の内容、提出にあたっての留意事項については、オ及びカを参照のこと。

オ 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、下記（ア）～（カ）に記載する全ての項目を盛り込むこと。

(ア) 提案趣旨

(イ) 基本方針

(ウ) 実施体制〔委託業務の実施体制（様式5）・個人情報の取扱いを含む。〕

(エ) 事業実績

(オ) 実施方法、実施計画（具体的な業務内容、社会資源の開発、関係機関とのネットワーク、進捗状況管理等含む。）

(カ) 事業費の内訳（下記カを参照）

カ 提出にあたっての留意事項

(ア) 第1層生活支援コーディネーターを受託済みの事業所についても第2層生活支援コーディネーターの提出を可とする。

(イ) 提出できる第2層生活支援コーディネーター圏域は1参加者あたり2圏域までとする。

(ウ) 企画提案書の提出部数は、5部（正本1部、副本4部）とする。

(エ) 仕様は、A4版（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。

(オ) 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

(カ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。なお、企画提案書の内容から、企業名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

(キ) 表紙には、①宛名「千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課」、②タイトル「平成30年度千葉市生活支援コーディネーター設置業務企画提案書」、③提出年月日、④商号又は名称及び代表者名（※正本のみ）を記載し、押印（※正本のみ）すること。

キ 提案内容（本文）は、1提案に対し、15ページ（表紙、目次、あい紙等を除く。）以内とし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント

以上とすること。

- ク 提案内容（本文）のうち、事業費の内訳については、円単位で見積もること。またこの委託事業は、非課税対象のため、消費税額（地方消費税額を含む）を除いた金額を総額として記載すること。見積総額は人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記載すること。
- ケ 正本（1部）については、製本テープで製本し、袋とじ部分に押印すること。副本（4部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。
- コ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- サ 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

6 委託業者の選考

(1) 選考方法及び選考基準

①選考方法

プロポーザル方式とし、別途要綱に基づき設置している千葉市生活支援コーディネーター設置業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において選定する。

ア 審査項目について業者を評価し、選考委員会の合議によって順位付けを行う。

イ 合計点数が最も高い業者を選定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定する。

ウ 評価点は、配点設定をした評価項目ごとに評点するものとする。

エ 参加事業者の提案辞退等により審査対象事業者が1者のみとなった場合、本市の求める必須条件（参加資格、仕様項目の充足度等）をすべて満たしていると選考委員会が総合的に判断できたとき、その者を平成30年度千葉市生活支援コーディネーター設置業務委託事業者として決定する。

②選考基準

選考にかかる評価項目は別紙のとおりとする。

(2) 提案の無効に関する事項（不適合事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類に重要な誤脱があった場合

エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

オ 審査の公平を害する行為があった場合

カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(3) 選考結果の通知

選考結果については、採用、不採用にかかわらず提案者全員に速やかに電子メールにより通知する。また、第1位の提案者については企業名・点数を、第1位の提案者以外の参加者については点数のみを、平成30年9月上旬を目途に千葉市ホームページに掲載するものとする。掲載予定日については、決定次

第、参加申込受付者宛て連絡する。
なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

7 契約方法

- (1) 第1位の提案者の決定後は、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。
- (2) なお、前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。

9 問合せ先

千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所本庁舎1階）
電話 043(245)5267 FAX 043(245)5293
Eメール hokatsucare.HW@city.chiba.lg.jp
担当：医療政策班 渡邊

選考基準について

選考にかかる項目、評価の視点、配点（100点満点）は次のとおりとする。
提出された書類の結果を総合的に勘案したうえで候補者を特定する。

【中央区・第2層】

評価項目	評価の視点	配点
基本方針	事業受託に対する法人としての考え方・基本方針について、妥当性・発展性・意欲を評価する。 ・地域の実情及び業務目的の理解 ・応募の動機、事業受託に対する法人としての考え方 ・多様な主体によるサービス構築に向けた方針	20点
実施体制	生活支援コーディネーターの配置についての考え方について、妥当性・有効性を評価する。 ・生活支援コーディネーターの配置実現性 ・生活支援コーディネーターとして活動する者の適正	20点
	業務管理体制等について、妥当性・有効性を評価する。 ・法人による生活支援コーディネーターへのバックアップ体制 ・危機管理及び苦情へ適切に対応する体制 ・個人情報への取扱いや保護についての適切な体制	15点
事業実績	生活支援コーディネーターや類似した業務（地域における助け合いや生活支援サービスの提供等）の実績から、本事業における貢献が期待できるかを評価する。	10点
地域づくりと社会資源	コーディネーター活動の妥当性・具体性・計画性を評価する。 ・地域資源（地域で活用できる場所、人材）の情報把握や整理する手法について ・地域に必要な生活支援サービス創出に向けての活動内容について	20点
ネットワーク	圏域内のネットワーク構築について妥当性・具体性を評価する。 ・生活支援体制の基盤づくりに向けて、地域内の関係機関や関係者とのネットワーク構築の方策について	10点
事業費の積算	・積算の内訳、金額は適切であるか評価する。	5点
合 計		100点